

神崎市歴史まちづくり遺産審議委員会要綱

平成 25 年 8 月 6 日

要綱 第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神崎市歴史まちづくり登録制度要綱第 3 条(平成 年 月 日要綱第 号)に基づき、神崎市歴史まちづくり遺産審議委員会(以下「審議委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、神崎市歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進する、神崎歴史まちづくり遺産の登録認定並びに遺産を活かしたまちづくり活動に関する事項を調査審議すること。
- (2) その他、神崎市歴史まちづくり登録制度要綱によりその権限に属すると定められた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議委員会は、10 人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 関係団体等を代表する者
- (4) 市並びに市教育委員会を代表する者
- (5) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。
(庶務)

第7条 審議委員会の庶務は、総務企画部政策推進室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。